

「事業継続緊急対策（テレワーク）助成金」申請書類提出にあたっての注意事項

「事業継続緊急対策（テレワーク）助成金」に多くのお申し込みをいただいておりますが、書類の不足・不備や助成対象外の機器等を申請されるケースが多くみられます。

提出前に「支給申請時のチェックリスト」で必ず最終確認をしてからご提出ください。

https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/boshu/documents/sinsei_check0424.pdf

■ 不足・不備が多い書類

○提出書類⑥「商業・法人登記簿謄本」（募集要項 P 14）

登記上の本店所在地と助成対象となる事務所の場所が異なる場合、その助成対象となる所在地で現に事業を営んでいることがわかる書類（光熱水費の領収書（写）など）の提出がない。

→商業・法人登記簿謄本とあわせて、企業名と住所が確認できる光熱水費の領収書（写）などが必要です。

○提出書類⑧「法人住民税・法人事業税の納税証明書」（募集要項 P 15）

納税証明書（国税）を提出している。…不可

都税の領収書の写しを提出している。…不可

→法人住民税・法人事業税は管轄の都税事務所で発行され、個人住民税は区市町村で、個人事業税は都税事務所で発行されます。

■ 記入間違いが多い様式

○様式 1 - 1 号「事業計画書兼支給申請書」

・ 2 枚目：4（3）②テレワーク環境および導入機器・ツールと 3 枚目：5 経費内訳書兼助成金額計算書の内容が一致していない。

・ 3 枚目：5 経費内訳書兼助成金額計算書

「助成対象経費（税抜き）」を税込み価格で記入している。

助成金支給申請額を「助成対象経費（税抜き）」ではなく「総事業費（税込み）」で記入している。

※助成対象経費は、テレワーク対象者に係る経費で、テレワーク対象者数を超える数の購入・契約は原則できません。例えば、ライセンス等

で最低購入（契約）数がテレワーク対象者数を超える場合は、テレワーク対象者分のみ按比例をした経費での申請が必要です。

■ 助成対象外となる機器等（例） ※下表は例であり、下表以外の項目も助成対象外となる場合があります。

項目	理由
税込単価 10 万円以上のパソコン	助成の対象となる機器等は、募集要項 P 1 1 に示す税込単価 1,000 円以上 10 万円未満の機器等です。
税込単価 1,000 円未満のマウス	
タッチペン、タブレットペンシル	募集要項 P 1 1 に示す助成の対象となる機器等ではありません。
パソコンカバー、スマートフォンカバー	
充電器	
モニタースタンド	
プロジェクター	
無停電装置	
プリンタートナー	
USB メモリ、メモリーカード	
送料	間接経費のため、助成対象になりません。 ※パソコン単価に送料が含まれている場合は、送料を除いた金額で記載をしてください。
バックアップ用〇〇	バックアップ用は、冗長化にあたり、助成対象になりません。
メーカー製品保証外の C A R E 保証	不可欠の保証ではないため、助成対象になりません。
リモートアクセス先となる社内に設置するパソコン	テレワーク対象者が社外で利用するためのパソコンが対象になります。 そのため、社内に設置するパソコンは助成対象になりません。